



佐賀県公報

平成16年
10月8日
(金曜日)
第12517号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○特定第二号漁業者の同意の適合

(六三四・生産者支援課) 一

○平成十六年度地籍調査事業計画の変更

(六三五・土地対策課) 一

○都市計画事業変更の認可

(六三六・下水道課) 二

○ "

(六三七・) 二

○道路の区域の変更

(六三八・道路課) 三

○ "

(六三九・) 三

○道路の供用開始

(六四〇・) 三

○道路の区域の変更

(六四一・) 四

公告

○肥料登録の有効期間の更新

(園芸課) 四

○ "

() 五

○都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催

(まちづくり推進課) 五

○開発行為に関する工事の完了

() 五

○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

(下水道課) 六

○土地改良区の定款変更認可

(農地整備課) 六

○ "

() 六

○土地改良区合併認可

() 六

○ "

() 六

○県営橋下地区土地改良事業計画決定

() 六

○ "

() 六

選挙管理委員会事項

◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、

同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(告示・五二)七

告示

●佐賀県告示第六百三十四号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があった旨の届出は、同法百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十六年十月八日

佐賀県知事 古川 康

区	域	区分
肥前第二加入区	(肥前漁業協同組合の地区のうち駄竹、向島の地区)	船びき網漁業
肥前第三加入区	(肥前漁業協同組合の地区のうち京泊、菖津の地区)	船びき網漁業

●佐賀県告示第六百三十五号

平成十六年佐賀県告示第三百七十五号で告示した平成十六年度地籍調査事業計画の二調査地域を次のとおり変更した。

平成十六年十月八日

佐賀県知事 古川 康

二 調査地域

多久市北多久町大字多久原及び大字小待並びに南多久町大字下多久及び大

字長尾

伊万里市大川町川西、駒鳴、立川、山口及び東田代

川副町大字小々森、大字鹿江及び大字犬井道

基山町大字園部

中原町大字原古賀

上峰町大字堤

七山村大字荒川

江北町大字惣領分及び大字佐留志

白石町大字馬洗、大字堤、大字大渡、大字今泉、大字東郷、大字福吉、大

字福田、大字廿治及び大字遠江

有明町大字深浦及び大字坂田

●佐賀県告示第六百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十月八日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

収用の部分 昭和五十三年佐賀県告示第三十九号、昭和六十二年佐賀県告

示第二百三十七号、平成二年佐賀県告示第五百八十六号、平成

五年佐賀県告示第四百九十二号、平成七年佐賀県告示第五百二

十七号、平成十年佐賀県告示第五百六十号及び平成十三年佐賀
県告示第五百九十八号の事業地に唐津市和多田天満町一丁目
を加える。

使用の部分 変更なし

●佐賀県告示第六百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十月八日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

神埼町

二 都市計画事業の種類及び名称

神埼都市計画下水道事業 神埼町公共下水道

三 事業施行期間

平成十年一月十二日から
平成二十二年三月三十一日まで

平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成十年佐賀県告示第十四号、平成十年佐賀県告示第六百十

一号及び平成十六年佐賀県告示第二百五十八号の事業地に神埼

郡神埼町大字田道ケ里字田一本松、字田二本松、字田三本松、

字田四本松、字田五本松、字一ノ折、字二ノ折、字四ノ折、字

駅一本松、字駅三本松、字平四本松、字平五本松、字観音及び

字神四本松、大字鶴字枝刈、字柳ノ一及び字柳ノ二、大字枝ケ

里字一本松、字二本松及び字三本松、大字本掘字朝日、字土井

副、字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字一本柳、字

道路の種類 及び路線名 一般国道 四四四号	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七六四番一地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠二二七 一番九地先まで	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七六四番一地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字古籠二二七 一番九地先まで	変更前 後の別 メートル 幅員	延長 メートル	道路の種類 及び路線名 一般国道 四四四号
	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七六四番一地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五二番一地从先まで	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五二番一地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五二番一地从先まで	後 一八・〇 一八・〇	一七二・四 一七二・四	
	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五四番三地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五二番一地从先まで	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五四番三地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五二番一地从先まで	後 四〇・〇 一六・三	九五・一 九五・一	
	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五四番三地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五二番一地从先まで	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五四番三地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳久籠一 七五二番一地从先まで	後 一六・四 七・九	九五・一 九五・一	

三本柳、字四本柳、字村中及び字村西、大字永歌字永五本松及び字小四本松並びに大字本告牟田字五本杉、字六本杉及び字七本杉を加える。

●佐賀県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月八日から平成十六年十一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名 県道 佐賀環状東線	佐賀市兵庫町大字西淵字三本柳一八 四九番一地从先から 佐賀市兵庫町大字淵字四本松九一二 番一地从先まで	佐賀市兵庫町大字西淵字三本柳一八 四九番一地从先から 佐賀市兵庫町大字淵字四本松九一二 番一地从先まで	変更前 後の別 メートル 幅員	延長 メートル	道路の種類 及び路線名 県道 佐賀環状東線
	佐賀市兵庫町大字西淵字三本柳一八 四九番一地从先から 佐賀市兵庫町大字淵字四本松九一二 番一地从先まで	佐賀市兵庫町大字西淵字三本柳一八 四九番一地从先から 佐賀市兵庫町大字淵字四本松九一二 番一地从先まで	後 四四・二 四・四	一、〇五五・八 一、〇五五・八	
	佐賀市兵庫町大字西淵字三本柳一八 四九番一地从先から 佐賀市兵庫町大字淵字四本松九一二 番一地从先まで	佐賀市兵庫町大字西淵字三本柳一八 四九番一地从先から 佐賀市兵庫町大字淵字四本松九一二 番一地从先まで	後 二二・四 二・七	一、一二三・二 一、一二三・二	
	佐賀市兵庫町大字西淵字三本柳一八 四九番一地从先から 佐賀市兵庫町大字淵字四本松九一二 番一地从先まで	佐賀市兵庫町大字西淵字三本柳一八 四九番一地从先から 佐賀市兵庫町大字淵字四本松九一二 番一地从先まで	後 一六・〇 五・四	五一六・一 五一六・一	

●佐賀県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月八日から平成十六年十一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月八日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第六百四十号

<p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年十月八日から平成十六年十一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十月八日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>		
<p>路線名</p>	<p>供用開始の区間</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道 薬師丸佐賀停車場線</p>	<p>佐賀市兵庫町大字西洲字三本松一〇番地先まで</p>	<p>平成一六・一〇・八</p>
<p>県道 佐賀環状東線</p>	<p>佐賀市兵庫町大字西洲字三本柳一八四九番一地先から 佐賀市兵庫町大字洲字四本松九一二番一地先まで</p>	<p>平成一六・一〇・八</p>

●佐賀県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月八日から平成十六年十一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路		の 区 域	
	区 間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
<p>県道 鎮西唐津線</p>	<p>唐津市佐志字荒平一六〇番一地先から 唐津市佐志字下戸一三〇三番九地先まで</p>	<p>前</p>	<p>三〇・五 一〇・〇</p>	<p>二八三・〇</p>
	<p>唐津市佐志字橋掛田一九三七番一地先から 唐津市佐志字荒平一二七七番一地先まで</p>	<p>後</p>	<p>三一・〇 八・四</p>	<p>三〇〇・〇</p>
<p>県道 切木唐津線</p>	<p>唐津市佐志字橋掛田一九三七番一地先から 唐津市佐志字荒平一二七七番一地先まで</p>	<p>前</p>	<p>一七・〇 七・五</p>	<p>二八九・八</p>
	<p>唐津市佐志字橋掛田一九三七番一地先から 唐津市佐志字荒平一二七七番一地先まで</p>	<p>後</p>	<p>一七・〇 七・五</p>	<p>二八九・八</p>

○ 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成16年10月8日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
佐賀県肥第701号	乾燥菌体肥料	710乾燥菌体肥料	窒素全量7.0% りん酸全量1.0%		味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番1号	平成19年10月24日
佐賀県肥第702号	〃	820乾燥菌体肥料	窒素全量8.0% りん酸全量2.0%		〃	〃	〃

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成16年10月8日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
佐賀県肥第666号	副産石灰肥料	50副産石灰	アルカリ分50.0%		キューピーターボ株式会社	東京都調布市仙川町二丁目5番地	平成19年10月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則（昭和45年佐賀県規則第37号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成16年10月8日

佐賀県知事 古川 康

1 開催の日時及び場所

日時 平成16年11月2日（火）午後7時30分から午後9時30分まで
 場所 杵島郡有明町275番地1 有明町公民館
 2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案
 鹿島都市計画の変更
 3 都市計画案の概要
 (1) 変更の対象とする都市施設
 鹿島都市計画における道路
 (2) 変更の対象とする道路
 3・3・1号 百貫・西葉線
 (3) 変更の内容
 都市計画を定める土地の区域の変更
 変更する部分 杵島郡有明町大字深浦字一本松地内
 4 都市計画案の縦覧場所
 鹿島都市計画の変更案は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、武雄土木事務所、鹿島市都市建設課及び有明町建設課で平成16年11月2日（火）まで縦覧に供します。
 5 公述の申出
 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成16年10月26日（火）までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載した記載した書面（公述申出書）を佐賀県知事に提出してください。
 6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先
 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
 佐賀市内一丁目1番59号（電話0952-25-7159）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成16年10月8日

<p>1 開発区域に含まれる地域の名称 佐賀県知事 古 川 康 藤津郡嬉野町大字下宿字疇原乙1637番16、乙1641番46、乙1642番5、乙1642番6、乙1643番2、乙1646番4、乙1646番6及び乙1646番8並びに字三本松甲3082番69、甲3082番70、甲3082番72から甲3082番106まで及び甲3084番3から甲3084番9まで</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 藤津郡嬉野町大字下野丙1791番22 有限会社嬉野建設工業</p>	<p>10月1日白石土地改良区の定款の変更を認可した。 平成16年10月8日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成16年10月1日次のとおり土地改良区の合併を認可した。 平成16年10月8日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区 三養基西部土地改良区</p> <p>2 合併により解散する土地改良区 上峰北部土地改良区</p>
<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成16年10月8日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 唐津都市計画下水道 唐津市公共下水道</p> <p>2 縦覧場所 佐賀県県土づくり本部下水道課</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成16年10月1日次のとおり土地改良区の合併を認可した。 平成16年10月8日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区 白石土地改良区</p> <p>2 合併により解散する土地改良区 焼米土地改良区 須古地区土地改良区</p>
<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年10月1日三養基西部土地改良区の定款の変更を認可した。 平成16年10月8日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）橋下地区の計画を定めたので、同法第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成16年10月8日</p>

佐賀県知事 中 川 康

1 総覧に供する書類

県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備) 橋下地区の土地改良事業

計画書の写し

2 総覧の期間

平成16年10月12日から平成16年11月9日まで

3 総覧の場所

北方町役場

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十六年十月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八三〇人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 四三、〇八二人

唐津市 二〇、八二四人

鳥栖市 一六、三九二人

多久市 六、二八二人

伊万里市 一五、五八六人

武雄市 九、〇五二人

鹿島市 八、六六八人

佐賀郡 一九、六五五人

神埼郡 一三、五〇〇人

三養基郡 一四、六〇〇人

小城郡 一二、〇四四人

東松浦郡 一六、七五六人

西松浦郡 五、九七六人

杵島郡 一七、一三〇人

藤津郡 一〇、九四六人

一八一、九二一人

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)